

飲酒運転に対する運転者への罰則

事故を起こさなくても違反だけで

酒酔い運転

- 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
 - 違反点数35点
- *免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

酒気帯び運転

- 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気1リットルにつき 0.25mg以上	25点	免許取消し (次格期間2年)
呼気1リットルにつき 0.15mg以上0.25mg未満	13点	免許停止 (90日)

*上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと

(自動車運転死傷行為処罰法)

危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 1年以上20年以下の懲役

負傷事故 → 15年以下の懲役

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 15年以下の懲役

負傷事故 → 12年以下の懲役

*飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

過失運転致死傷罪

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると

7年以下の懲役もしくは禁錮
又は100万円以下の罰金

飲酒運転に対する事業者への行政処分

行政処分基準

ドライバーが飲酒運転を引き起こした場合

初違反 100日車 再違反 200日車

指導監督義務違反 (新設)

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、飲酒が身体に与える影響、飲酒運転、酒気帯び運転の禁止に係る指導が未実施

初違反 100日車 再違反 200日車

点呼実施義務違反 (新設)

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、点呼が未実施

初違反 100日車 再違反 200日車

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の処分が併科されます。

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合

違反営業所に対して14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して7日間の事業停止

事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して3日間の事業停止

処分量定の引き上げ

点呼の未実施

	改正前	改正後
未実施計 19件以下	初違反 警告 再違反 10日車	変更なし 変更なし
未実施計 20～49件	初違反 10日車 再違反 20日車	未実施 20件以上 初違反 1件 1日車 再違反 1件 2日車
未実施計 50件以上	初違反 20日車 再違反 40日車	

2025.02

飲酒運転根絶を目指して

～トラックドライバーの飲酒の実態と再発防止策～

近年、事業用トラックによる飲酒運転事故件数は増加傾向にあります。事業用トラックドライバーによる飲酒運転は反社会的行為であり、トラック運送業界の社会的信頼性を著しく失墜させるばかりでなく、これまで築き上げてきた荷主はもとより、社会全体からの信頼関係をも根底から崩壊させかねない悪質極まりない行為です。

トラック運送業界は、国民の暮らしを守り、産業経済活動を支えるために必要なエッセンシャル事業として、多くのトラックドライバーは使命感をもって日夜輸送を行っている中、こうした一握りの心無いドライバーの行為が、トラック運送業界全体に悪影響を与えることとなります。

ここに掲げた飲酒の実態をみると、年齢別では50代が最も多く、次いで60代となっており、また、運転経験年数別では5年以下のドライバーに飲酒運転事案が最も多くみられますが、それ以上の経験年数でも飲酒運転事案が少なからず発生しており、経験年数にかかわらず、全てのドライバーに対して飲酒運転根絶の指導を徹底していくことが求められます。

過去4年間における年齢別・運転経験年数別飲酒運転事案件数*

◆年齢別飲酒運転事案件数

年齢	R2	R3	R4	R5
20代	1	1	0	0
30代	3	1	0	2
40代	11	3	6	5
50代	16	15	10	17
60代	4	6	2	16
計	35	26	18	40

(単位：件)

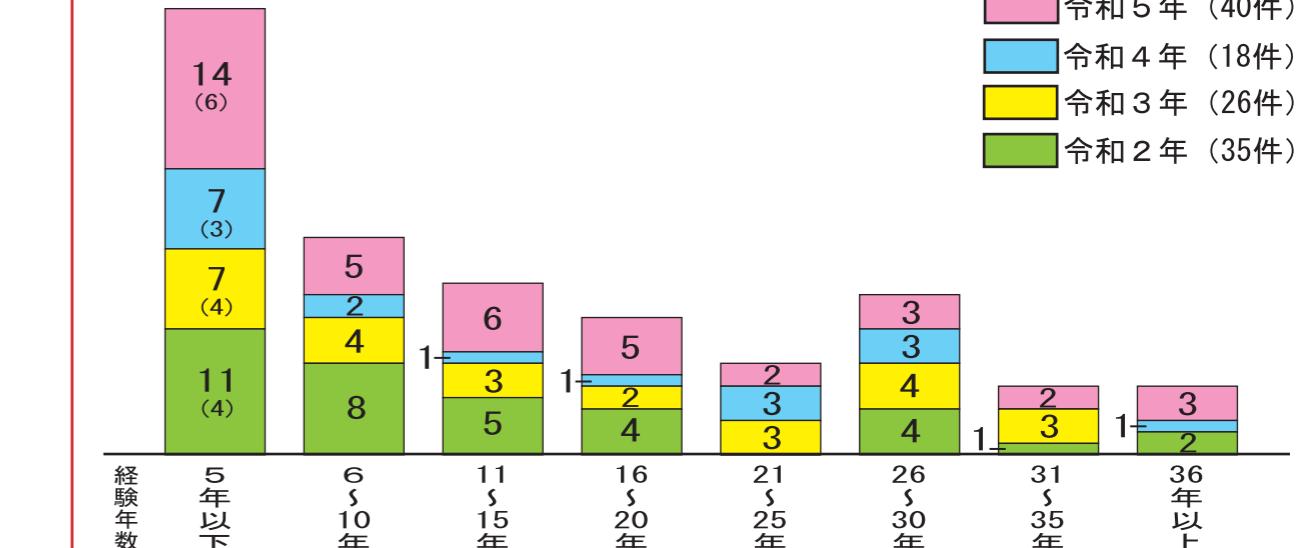
◆運転経験年数別飲酒運転事案件数

年度別件数	R2	R3	R4	R5
35	26	18	40	
~5年 (1年未満の件数)	11 (4)	7 (4)	7 (3)	14 (6)
6～10年	8	4	2	5
11～15年	5	3	1	6
16～20年	4	2	1	5
21～25年	0	3	3	2
26～30年	4	4	3	3
31～35年	1	3	0	2
36年～	2	0	1	3

(単位：件)

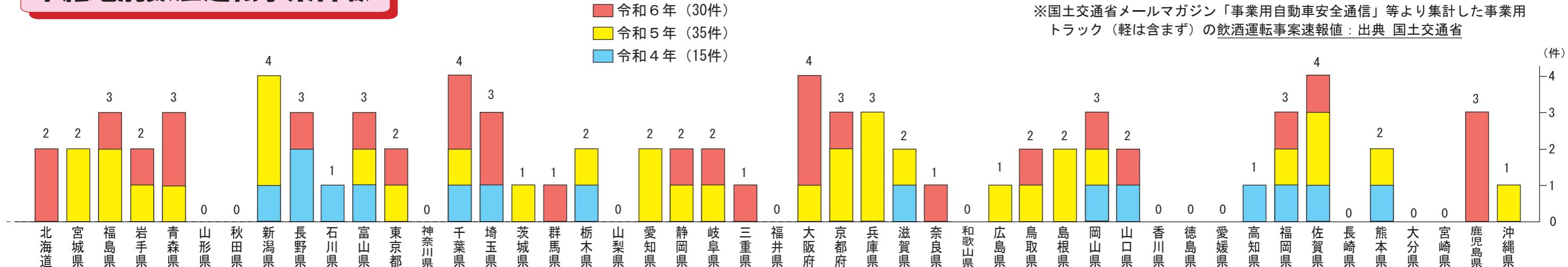
過去4年間における運転経験年数別飲酒運転事案件数*

() 内は1年未満の件数



*自動車事故報告規則に基づき報告された事業用トラック（軽は含まず）の飲酒事案を国土交通省にて集計

車籍地別飲酒運転事案件数



※国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等より集計した事業用
トラック（軽は含まず）の飲酒運転事案速報値：出典 国土交通省

飲酒運転事例

※ここに掲載した事業用トラックドライバーの飲酒運転事例は、国土交通省から提供を受けたもの。

運行管理者による点呼前に運転者が飲酒した事例

1 業務前に点呼が実施されなかった事例

- 前日の夜に飲酒をしており、事故当日は遅刻したため業務前点呼を受けずに運行を開始し、ガードレールに接触。
- 前日にアルコール度数9%の酎ハイ500mlを1本飲酒し、業務前点呼を受けずに運行を開始して、高速道路においてハンドル操作を誤り横転。
- 前日21時ごろまで飲酒した残りの缶酎ハイを、当日1時30頃の起床後に飲酒してからマイカーで出勤し、業務前点呼を受けずに運行を開始してガードレールに衝突。
- 同一会社の別の営業所にある休憩所内で缶酎ハイを3本飲酒したのち、点呼を受けずに運行を開始し、道路上のクッションドラムに接触。
- 午前1時頃まで飲酒していたが、早朝からの運行であったため点呼を受けないまま運行を開始し、交差点で信号待ちをしていた乗用車に追突。

2 点呼を実施したが酒気帯び確認が不適切な事例

- 17時30分頃、高速道路のPAに到着し休憩した際に飲酒し、1時間後に出発。それから約1時間走行してPAに到着。当該PAで電話点呼を受けるが飲酒の申告はせず、その後再度飲酒して当該PAで仮眠し、1時前に出発しようとして当該PAで後退した際に、停車中の乗用車に接触。
- トンネルの壁面に衝突してそのまま逃走し、その後に国道において酒気帯び運転で現行犯逮捕。電話点呼時にアルコール検知器の作動音を確認しておらず、事故直近の中間点呼はメールで行われていた。

運行管理者による点呼後の運行中に飲酒した事例

- 19時~19時45分頃までのフェリー乗船中に飲酒し、下船してから30分後に信号待ちをしていた軽自動車に追突。
- コンビニにおいて缶酎ハイを購入し飲みながら運転し、赤信号で停止した際、同時にその場で眠り込み数十分間停止状態となり、警察官の職務質問を受け酒気帯び運転が発覚。
- コンビニで缶酎ハイ500mlを4本購入し、そのうち2本を飲んで走行し、交差点手前でガードレールに接触し、横転。（トラックの車内からアルコール飲料の空き缶が発見されている）

飲酒運転防止対策

厳正な点呼の実施

- 出庫時・帰庫時は対面点呼を確実に実施する。
- 酒気帯びの有無についての運転者による申し出を徹底する。
- アルコール検知器による確認を徹底する。
- 遠隔地においても、アルコール検知器の測定結果をリアルタイムで送信でき管理者が直接確認できるシステム（IT点呼）の導入を図る。
- アルコール検知器の使用の有無や酒気帯びの有無を点呼簿に記録する。
- 点呼の執行体制を強化する。

社内処分の強化

- 酒気帯びが確認された運転者に対しては「乗務禁止」を命じる。
- 帰庫時に酒気帯びが確認された場合には厳正な処分を行う。
- 飲酒運転に対する懲戒規定の制定や見直しを行い、社内処分を強化する。

【懲戒規定例】

- (解雇)
第65条 従業員が次の各号の一つに該当するときは、諭旨解雇または懲戒解雇とする。
1. 飲酒運転または麻薬等服用運転をしたとき。
(以下、略)

従業員への指導・啓発

- 飲酒運転防止教育を積極的に推進する。
 - 飲酒運転に対する罰則・処分
 - 飲酒が運転に及ぼす影響
- 勤務時間前の飲酒禁止等の遵守事項を徹底する。
- 労働組合、従業員との協力体制を強化する。
- 署名活動を推進する。

飲酒状況等の実態把握

- 運転者の雇用時に、その運転者の飲酒傾向を確認する。
- フェリーを利用する事業者においては、抜き打ちによるフェリー乗船時の運転者の状況確認をする。
- 管理者による個別面談や運転者からの申し出、健康診断結果等により、運転者の飲酒実態を把握する。

家庭への啓発・広報

- 飲酒習慣の改善や節酒等に対する協力を手紙等により家族に要請する。